

9-1 酒税関係総括表

区 分	課税数量	税 額	製成数量	販売（消費）数量	
	kℓ	千円	kℓ	kℓ	
平成10年度	849,375	167,824,294	841,213	738,637	
11	864,153	167,813,131	850,441	750,973	
12	865,805	164,979,689	843,349	744,514	
13	877,686	158,778,661	874,946	749,763	
14	822,844	144,251,970	807,011	736,865	
15	760,178	137,510,220	727,308	719,213	
清 酒	98,105	12,321,364	73,393	88,265	
合 成 清 酒	X	X	X	6,801	
しょうちゅう	甲 類	16,818	3,919,700	11,291	65,835
	乙 類	1,079	231,956	1,385	14,001
	計	17,897	4,151,655	12,675	79,835
み り ん	X	X	X	6,044	
ビ ー ル	391,686	86,908,203	404,534	277,739	
果実酒類	果実酒	3,780	196,190	2,767	15,667
	甘味果実酒	162	21,358	150	460
	計	3,942	217,548	2,915	16,125
ウイスキー類	ウイスキー	7,327	2,881,901	1,825	10,519
	ブランデー	392	154,267	62	794
	計	7,719	3,036,167	1,888	11,314
スピリッツ類	2,406	495,009	817	2,614	
リキュール類	7,522	699,814	1,185	41,491	
雑 酒	発泡酒	222,235	29,062,955	219,514	180,934
	粉末酒	—	—	—	0
	その他の雑酒	5,394	377,809	5,774	3,304
	計	227,629	29,440,763	225,288	184,237
合 計	760,178	137,510,220	727,308	714,461	

調査期間等：課税数量及び税額は平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成16年4月30日までの申告又は処理による課税事績であり、製成数量及び販売（消費）数量は平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の数量である。

調査時点：製造場数及び販売場数は平成16年3月31日現在である。

- 用語の説明：1 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。
- 2 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。
- 3 販売（消費）数量とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。